



国保加入者対象

# 箕面市・傷病手当金の支給

対象者

- ① 箕面市国民健康保険の加入者（給与の支払いを受けている者に限る）
  - ② 新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 上記、2つの条件に当てはまる方に支給されます

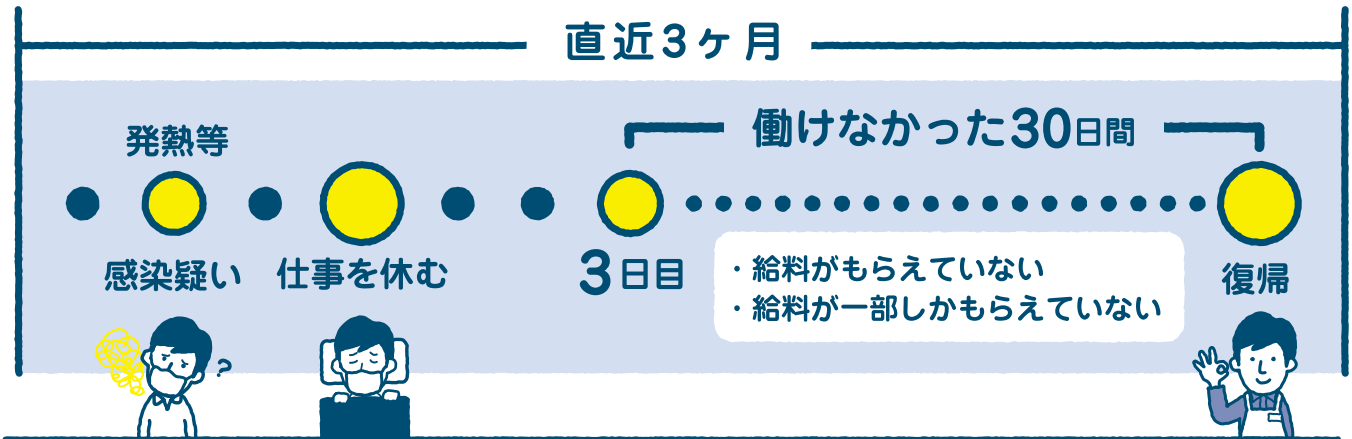
支給額

直近三ヶ月間の  
給与等の日額  $\times \frac{2}{3} \times$  日数



例)  
パートAさん(国保加入のみ)の場合

- 日額 6,000円
- 30日間バイトを休んだ



パートAさんの場合  $\text{日額}6,000\text{円} \times \frac{2}{3} \times 30\text{日} = 12\text{万円}$  詳細については必ずお問い合わせください。

※ 労務に服することができなかった期間でも、給与等の全部を受け取ることができる場合は支給されない。  
 ※ 給与等の一部を受け取ることができる場合は、受け取る額を控除して支給する。

適用期間

適用期間  
令和2年1月1日から  
9月30日まで

申請受付

4月21日(火)から申請の受付開始  
(申請から最短で2日程度で支給可能)

問い合わせ

市民部 国民健康保険室

☎072-724-6734



みえないものに  
みえないものを

手洗い・殺菌・外出自粛、正しい情報をきちんとつかう。  
これって簡単なようで、ちょっとむずかしいこと。  
なかじま三四郎はわかりやすく「つかえる」情報をとどけます。  
みえないなにかに怯える日々を一緒に変えましょう。  
**今こそ、CHANGE MINOH!**